

# 北海道広報コンクールで入選!



## 入賞作品

### 広報とうべつ 1月号の表紙 (平成25年1月1日発行)

広報誌制作の技術と見やすさを競う第60回北海道広報コンクールの広報写真(一枚写真・市町村)の部において、道内各市町村より39点の応募があった中、広報とうべつ1月号の表紙が見事入選しました。

これも日頃皆さんに取材などに快くご協力いただいている賜物です。これを糧に、町広報ではこれからも住民の皆さんに愛され、読みやすい広報誌づくりに努めて参ります。

▼問合せ 広報広聴係 (☎ 23 - 3069)

## 高齢者の方へお知らせ

### 【高齢者肺炎球菌予防接種】

10月1日から高齢者肺炎球菌が定期予防接種になりました。**該当する年齢の方が定期接種の対象となるのは、今年度限りです!** 今までこのワクチンを接種したことがない方が対象です。

▼対象者 ①次の年齢(生年月日)に該当する方。

65歳(昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生)

70歳(昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生)

75歳(昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生)

80歳(昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生)

85歳(昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生)

90歳(大正13年4月2日～大正14年4月1日生)

95歳(大正8年4月2日～大正9年4月1日生)

100歳(大正3年4月2日～大正4年4月1日生)

101歳以上(大正3年4月1日以前生まれ)

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい(身体障害者手帳1級程度)のある方

▼接種回数 すべての方について、1回接種

▼料金 2,500円(生活保護世帯の方は無料)

▼実施医療機関 健康ひろば・実施医療機関(本誌P.26)に掲載しています。

・事前に予約が必要です。

・町外での医療機関で接種を希望される方は、ゆとろ・保健サービス係まで事前にご連絡ください。

▼詳細・問合せ 福祉課保健サービス係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 2346)

## ～高齢者肺炎球菌予防接種と各種サービス～

### 【除雪サービス】

除雪が困難な高齢者世帯等に対し、玄関先から公道までの生活路(1m幅)の除雪サービスを行います。

▼対象 自力で除雪することが困難で除雪を援助できる親族等がいない世帯など、その他にも条件があります。**※詳細は広報とうべつ10月号をご覧ください。**

▼料金 一冬(11～3月) 7,000円  
(生活保護世帯は3,000円)

▼申込み・問合せ 福祉課介護サービス係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 3029)

### 【緊急通報サービス】

急病や事故など「もしものとき」に外部に連絡できる通報装置を貸与します。

▼対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者など(町民税非課税世帯)

▼料金 通報にかかる通話料を自己負担いただきます

▼申込み・問合せ 福祉課介護サービス係  
(ゆとろ内・☎ 23 - 3029)

### 【配食サービス】

自力で食事を調理することが困難で、配食を希望する方に夕食を配達し、安否の確認とふれあい訪問を行います。(週5日以内)

▼対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者など

▼料金 1食400円

▼申込み・問合せ 地域包括支援センター  
(ゆとろ内・☎ 25 - 5152)

**【11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です】**

日本年金機構では11月を「ねんきん月間」と位置づけ、皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため普及・啓発活動を積極的に行います。

また、厚生労働省では、ねんきんネットなどを活用して老後の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的に、今年から11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会にねんきんネットをご利用いただくといつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額についてご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。ねんきんネットについては、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせ下さい。

**【扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう!】**

課税対象(老齢年金・退職年金)となる年金受給者の方は、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに必ず提出してください。

なお、年金以外に収入がある方は、確定申告が必要です。

**■年金事務所出張相談所の開設**

- ・日時 11月21日(金) 10時～15時
  - ・場所 商工会館(錦町)
  - ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談に行く場合は、委任状・身分証明書が必要です。  
(相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133)

**▼国民年金についての問合せ**  
住民課戸籍年金係 (☎23-2463)

**●防犯協会ニュース** 当別町防犯協会 ☎23-2711

◇防犯意識を持ちましょう

- ・我が家の防犯対策は大丈夫?
- ・泥棒に入られるスキ(我が家の弱点)はない?
- ・夜間・外出時に無施錠の窓や扉はない? など

住民が防犯意識を持つ町では、侵入窃盗などの犯罪が起りにくいと言われてます。  
身近な事からまず始めましょう!

平成26年9月末刑法犯発生状況

侵入窃盗	自動車盗	車上ねらい	タイヤ盗	自転車盗	不審者
10件	1件	14件	7件	13件	6件

**【国民健康保険の加入・脱退手続きは、お済みですか】**

国民健康保険は、市町村が運営し、職場の健康保険などに加入していない方は、すべての人が加入する制度です(これを“国民皆保険”といいます)。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。

また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合は『脱退の手続き』が必要です。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではありません。ご自身での手続きが必要です。

**◎こんな場合も……**

例えば、2年前に退職後、国保に未加入のままで過ごし、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入の届出をしたとしても、国保の加入日は届出をした日ではなく職場の健康保険が切れた日(退職日の翌日)となります。この場合、未加入期間分の国保税がかかることになり、経済的な負担が非常に大きくなります。

また、既に他の健康保険に加入しているのに、脱退の届出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場合などは、かかった医療費を返還して頂きますので、加入・脱退等の手続きは、なるべく早めに済ませましょう。



**▼国保・後期高齢者医療についての問合せ**  
住民課国保・後期高齢者医療係 (☎23-2467)

**▼国民健康保険税の納付についての問合せ**  
税務課納税係 (☎23-2341)

**●当別消防署からのお知らせ**

住宅用火災警報器は、火災をいち早く発見し、逃げ遅れによる死者を出さない、又、火災による被害を最小限度におさえるための、切り札です!!

みなさんの大切な「生命・財産」を守るためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう!!

(お問い合わせ先)  
当別消防署予防課予防係 23-2537